

# 開発許可の宅地造成に係る許可基準変更

(都市政策課土地対策係)

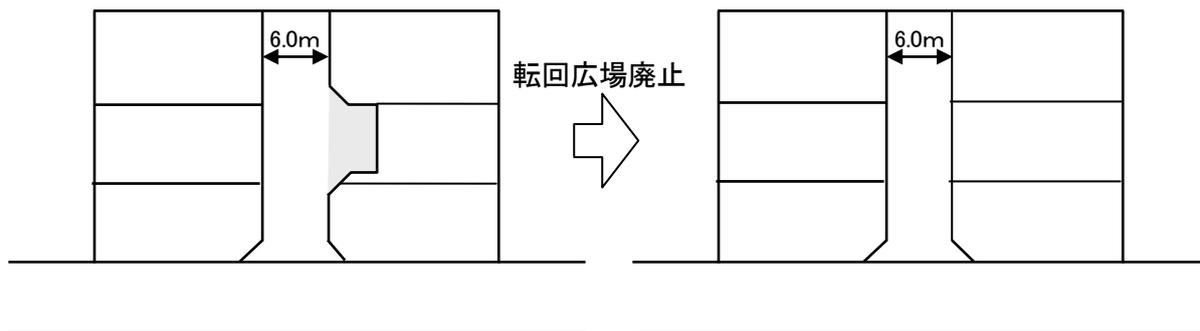
令和2年4月1日より下記の基準改正を行います。

※2、3の基準緩和は立地適正化計画居住誘導区域内のみの改正となります。

## 1 袋路状道路の転回広場廃止

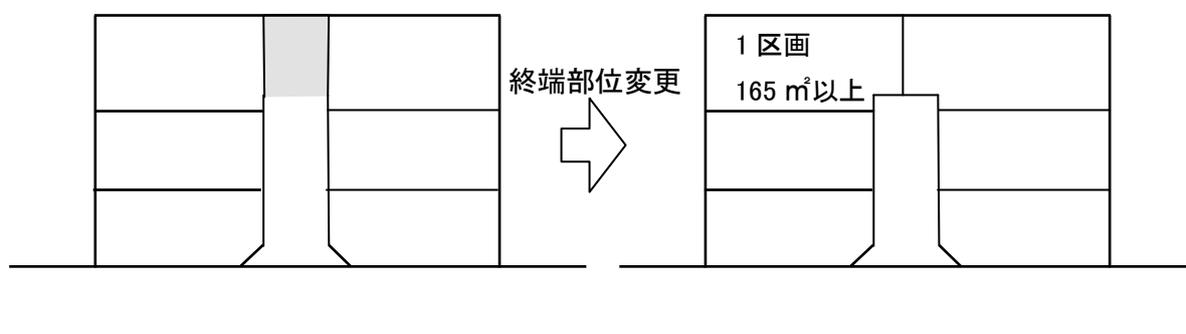
袋路状道路に、必ず求めていた転回広場について、建築基準法の位置指定道路の基準に準拠し不要とする。

※道路延長が35m以下の場合



## 2 袋路状道路の終端部の変更

袋路状道路の終端は、開発敷地境界までとしていたが、周辺が既に宅地等として利用されているなど、開発の余地がない場合には、道路を開発敷地境界まで築造しなくてもよいこととする。



## 3 接続道路の最低幅員の変更

開発区域が接する、接続道路は有効幅員5.0m以上としていたが、3,000㎡未満の住宅地の分譲であって、周囲の状況等を勘案してやむを得ないと認められる場合には4.0m以上で可とする。

交通量が概ね100台/日未満であれば

